

IV 受発注者間の コミュニケーション

平成 29 年 7 月

兵庫県 土木部

(改定履歴)

令和6年4月1日 一部改定

目次

1	受発注者の協議・回答の迅速化(ワンデーレスポンス活動).....	1
2	設計・施工技術連絡会（三者会議）.....	2

1 受発注者の協議・回答の迅速化(ワンデーレスポンス活動)

工事現場において諸問題が発生した場合、対処に必要な意思決定に時間を費やさな
いよう、発注者、受注者の双方ができる限り迅速な協議・回答を実施する。

①発注者の取組

- i) 諸問題に対して、「現場を待たせない」「速やかに回答する」という迅速な対応を組織的に意識して実施する。
- ii) 迅速な回答が困難な場合、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、現場にて受注者が次の段取りができるような回答を行う。

②受注者の取組

- i) 発注者が迅速な回答を実施するために、的確な状況の資料等により報告を早期に行うこと。
- ii) 報告及び協議に併せて、いつまでに回答が必要なのかを発注者に伝えること。
- iii) 発注者と綿密な打合せと情報共有を図ること。

2 設計・施工技術連絡会（三者会議）

設計・施工技術連絡会議は、「公共工事の品質確保」及び「隠れたリスクの明確化による適切な工程管理の実施」を目的として、発注者、設計者、受注者の三者が工事着手前に、一堂に会して施工上の課題の解決を行う場とする。（平成 22 年 5 月 28 日付技企第 1024 号を参照）

①対象工事

『工事発注後に発注者、受注者の間で疑義が生じ、生じた疑義の内容・工事の技術的難易度等を勘案した上で、隠れたリスクの明確化が必要であると考えられ、三者会議の開催が必要であると発注者が判断した工事』を対象とする。

②それぞれの役割

発注者：事業目的、現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達

設計者：設計業務の成果品による設計思想・設計条件等の伝達

受注者：施工上の課題、仮設計画に関すること、新技術の提案等の説明

③費用の負担

受注者に対する費用：工事打合せに含まれる。

設計者に対する費用：発注者は、旅費交通費、会議への出席に要する費用について、設計者と業務委託契約（随意契約）を締結することを原則とする。

④留意点

課題の原因が工事に関する設計業務等委託成果品のかしによる場合は、土木設計業務等委託契約書に基づき、かしの修補を設計者に行わせる。ただし、かし担保期限を過ぎている場合はこの限りではない。